

公的年金からの市県民税の特別徴収



65才以上で、公的年金を受給し、市県民税を納付する義務がある人は、公的年金から市県民税が天引き（特別徴収）されます。これは、市県民税全体のうち、公的年金所得に係る部分を特別徴収する制度です。納付する1年間の税額は変わりありません。（本人の意思による選択や停止はできない制度となっています。）

市県民税課市民税担当 TEL 71・2485 FAX 72・2065

特別徴収の対象者

- 市県民税を納めている人のうち、次のすべてに該当する人が対象です。
- ▽4月1日現在で65才以上の
- ▽前年中の公的年金の所得に係る市県民税が課税される人
- ▽老齢等の基礎年金の受給額が年額18万円以上の人
- ▽介護保険料が公的年金から特別徴収されている人
- ※障害年金・遺族年金の支払いのみ受けている人は対象になりません。

初年度と2年目以降の徴収方法の違い

初年度（再開含む）の場合は表1のとおり、2年目以降継続の場合は表2のとおりになります。初年度の場合は、年税額の半分の普通徴収（納付書または口座振替）により、6月、8月に納付し、残額を年金からの特別徴収により10月、12月、2月の3回で納付していただきます。

●表1 公的年金から市県民税が新たに特別徴収になる人（初年度）

徴収税額 (例)年税額 12万の場合	普通徴収（納付書または口座振替）				特別徴収（年金から天引き）	
	第1期（6月）	第2期（8月）	第3期（10月）	第4期（1月）	4月	6月
3万円	3万円	3万円	0円	0円	0	0
徴収方法	公的年金に係る市県民税は、納期ごとに納付書か口座振替で納付（年税額の半分の2回に分けて納付）				第1期、2期に納付した分を差し引いた残りの額を3回に分けて公的年金の支払い月に特別徴収で納付	

●表2 2年目以降の人

徴収税額 (例)年税額 15万の場合	特別徴収（年金から天引き）				
	4月	6月	8月	10月	12月
15万円	2万円	2万円	2万円	3万円	3万円
徴収方法	前年度2月分は2万円であったので同じ額を3回、公的年金の支払い月に仮特別徴収で納付			4月・6月・8月で仮特別徴収した分を差し引いた残りの額を3回に分けて公的年金の支払い月に特別徴収で納付	

（2年目以降の人） 非課税の人も4・6・8月分は特別徴収されます

昨年度、年金から特別徴収されていた人で、平成27年度の市県民税が非課税になった人も2月に徴収された額と同額を4月、6月、8月も引き続き仮特別徴収により納付していただきます。仮特別徴収した4月、6月、8月分は後日還付となりますので、確認後に通知を送付します。

●表3 年税額をいくつかの方法に分けて納めます

	主なパターン	徴収方法
1	・公的年金などの所得のみ	・公的年金からの特別徴収のみ
2	・公的年金などの所得 ・給与所得（天引きの場合）	・公的年金からの特別徴収 ※注1 ・給与から特別徴収
3	・公的年金などの所得 ・その他所得（営業・農業・不動産など、または給与所得で天引きしていない場合）	・公的年金からの特別徴収 ・納付書または口座振替による納付
4	・公的年金などの所得 ・その他所得（営業・農業・不動産など） ・給与所得（天引きの場合）	・公的年金からの特別徴収 ・納付書または口座振替による納付 ・給与から特別徴収

※注1 年金からの特別徴収が初年度で、ほかに給与所得（市県民税を給与から天引き）がある人は、年金所得分の市県民税の年税額の2分の1を納付書または口座振替で納付していただくため、徴収方法が3種類となります。

公的年金のほかに、農業や不動産などの事業所得がある場合の納付方法

農業や不動産などの事業所得に係る市県民税の納付方法は今までと変わりません。納付書または口座振替による納付をお願いします（徴収方法は表3を参照）。いくつかの方法に分かれて納めることとなりますが、納める総額（年税額）は変わりません。

平成27年度（26年中の所得） 所得証明書の発行

所得証明書の発行を希望される場合は、市民税課または市民課、もしくは各支所地域課窓口で申請してください。27年度の所得証明書は、平成27年1月1日に市内に住所を有し、市県民税の申告などがある場合に発行されます。同居の親族以外の方が申請する場合には委任状が必要です。

- 発行開始予定日 6月10日（水）
 - 交付手数料 1通300円
 - 持ち物 本人確認ができるもの（運転免許証など）
- 市県民税課市民税担当 TEL 71・2484 FAX 72・2065

市県民税の納付をお忘れなく

本年度分の市県民税の納税通知書は、6月9日（火）に発送予定です。納期限までに納付してください。金融機関や各支所地域課窓口、コンビニエンスストアで納付できます。口座振替をご利用の場合は、納期限までに預金残高の確認をお願いします。

市県民税は、平成27年1月1日現在で市内に住所があった人に課税されます。

市県民税の納期限

第1期	6月30日（火）
第2期	8月31日（月）
第3期	11月2日（月）
第4期	平成28年2月1日（月）

市県民税課市民税担当 TEL 71・2485 FAX 72・2065

自動車税は

6月1日（月）までに納めましょう

自動車税は、4月1日に自動車を所有している人に課税されます。自動車税は納税通知書により金融機関、郵便局、コンビニエンスストアまたは地方事務所税務課で納付してください。

また、「納税証明書」は継続検査（車検）時に必要となりますので、大切に保管しておきましょう。

なお、所有していない自動車の納税通知書が届いたり、身体障がい者等の減免を受けたい等のご相談は、松本地方事務所税務課までお問い合わせください。

松本地方事務所税務課 TEL 40・1905 FAX 47・7820